

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
労基署を監督する労働局や労働委員会での紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士です  
河原社会保険労務士事務所 河原 清市 埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554  
メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)

- ① 時間外労働(残業時間)の上限規制
- ② 年5日間の年次有給休暇の取得(企業側の義務付け)
- ③ 労働時間の客観的な把握(企業側の義務付け)
- ④ 産業医・産業保健機能の強化

## ③ 労働時間の客観的な把握(企業側の義務付け)

今までは、通達で規定していた。

→割増賃金を適正に支払うために労働時間を客観的に把握すること。

ただし、以下の人たちは対象外であった。

- ・ 裁量労働制の適用者→みなし時間に基づいて割増賃金の算定をするため
- ・ 管理監督者→時間外・休日労働の割増賃金の支払い義務がかからないため

改正後は、法律で規定された。

健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含めて、

すべての人の労働時間の状況が客観的な方法やその他適切な方法で把握することが法律で義務付けられた。

タイムカードやICカード  
パソコンのログなどがあげられる。

#### ④ 産業医・産業保健機能の強化

ア、産業医が労働者の健康管理を適切に行うために、  
事業主は、産業医に長時間労働者(80 時間超え)の氏名  
及び業務の状況等を提供しなければならない。

この場合の 80 時間は、一か月に時間外労働と休日労働  
を含めたものです。

(現行法は、提供する義務はない。)

イ、事業主は、産業医から受けた勧告の内容及び勧告を踏  
まえて講じた措置等を衛生委員会に遅滞なく報告を  
しなければならない。

措置を講じない場合は、その旨及びその内容を報告  
しなければならない。

(現行法は、事業主は、勧告を尊重する義務はあるが、衛生委員会への報告等の義務はない。)

ウ、産業医が労働者の健康管理等が適切に実施できる  
ように、

事業主は、産業医が労働者からの健康相談に応じる  
ための体制整備に努めなければならない。

#### エ、産業医

1. 事業主が産業医に付与されている権限の明確化  
事業主に意見を言う。労働者から情報を収集する。  
事業主に必要な措置の指示
2. 産業医の独立性・中立性の強化
3. 産業医は、長時間労働の労働者の情報を提供される。
4. 産業医の業務内容を労働者に周知させること。